

○奈良県立学校における授業料等に関する条例

昭和二十八年三月三十一日

奈良県条例第九号

奈良県立学校における授業料等に関する条例をここに公布する。

奈良県立学校における授業料等に関する条例

(趣旨)

第一条 奈良県立学校の授業料等は、この条例の定めるところにより徴収する。

(授業料の額等)

第二条 授業料の額は、次のとおりとする。

一 高等学校（全日制課程） 年額 十一万八千八百円

二 高等学校（定時制課程）

ア 単位制による課程以外のもの 年額 三万二千四百円

イ 単位制による課程であるもの 一単位 千七百四十円

三 高等学校（専攻科） 年額 十一万八千八百円

2 高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第十二条第一項の規定により県立高等学校の通信制の課程に在学する生徒が県立高等学校の定時制の課程において一部の科目を履修する場合の当該履修に係る授業料の額は、一単位につき千七百四十円とする。

3 学年の中途において入学し、退学し、若しくは転学した者又は休学した者の授業料（第一項第二号イに係るものを除く。以下この項において同じ。）の額は、その者が当該学年中において現に在学した月数に応じて第一項各号に規定する授業料の年額を月割計算した金額とする。

4 年度の中途において入学し、退学し、若しくは転学した者又は休学した者の授業料（第一項第二号イに係るものに限る。）の額は、一単位につき、同号イに規定する授業料の額の十二分の一に相当する額（前期又は後期のみに履修する科目にあつては、六分の一に相当する額）にその者が当該年度中において現に在学した月数（前期又は後期のみに履修する科目にあつては、当該前期又は後期に在学した月数）を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）とする。

（昭三一条例一〇・全改、昭三二条例四四・昭三二条例四七・昭三四条例一〇・昭三五条例七・昭三九条例一七・昭四一条例二四・昭四五条例二五・昭四七条例三七・昭五一条例二二・昭五四条例二四・昭五五条例二二・昭五七条例二〇・昭五九条例

一〇・昭六〇条例二二・昭六一条例二七・昭六三条例二七・平元条例四・平元条例八・平二条例一四・平三条例九・平四条例二七・平五条例一四・平五条例二七・平六条例二四・平六条例二一・平七条例六・平七条例一七・平八条例二四・平九条例一五・平一〇条例一四・平一一条例一六・平一一条例一八・平一二条例一四（平一二条例一〇）・平一二条例一〇・平一三条例二七・平一四条例二四・平一六条例三三・平一六条例四五・平一七条例二六・平一八条例二九・平一九条例四一・平二〇条例三五・平二二条例四・平二六条例三九・平二七条例六八・平二八条例七四・令二条例四一・一部改正）

第三条 授業料（前条第一項第二号イ及び第二項に係るものを除く。）は、次の期に分ち、学校の長の指定する期日に納付しなければならない。

学校別	第一期	第二期	第三期
高等学校（全日制課程）	四万九千五百円	三万九千六百元	二万九千七百元
高等学校（定時制課程のうち前条第一項第二号アに係るものに限る。）	一万三千五百円	一万八百元	八千百元
高等学校（専攻科）	四万九千五百円	三万九千六百元	二万九千七百元

2 授業料（前条第一項第二号イに係るものに限る。）は、次の期に分ち、学校の長の指定する期日に納付しなければならない。

前期	後期
年額の十二分の六に相当する額（前期のみで修得する単位に係る授業料については、その年額）	年額の十二分の六に相当する額（後期のみで修得する単位に係る授業料については、その年額）

3 授業料（前条第二項に係るものに限る。）は、学校の長の指定する期日に納付しなければならない。

（昭三一条例一〇・全改、昭三二条例四四・昭三二条例四七・昭三四条例一〇・昭三五条例七・昭三九条例一七・昭四一条例二四・昭四五条例二五・昭四七条例三七・昭五一条例二二・昭五四条例二四・昭五五条例二二・昭五七条例二〇・昭五九条例一〇・昭六〇条例二二・昭六一条例二七・昭六三条例二七・平元条例四・平元条例八・平二条例一四・平三条例九・平四条例二七・平五条例一四・平五条例二七・平六条例二四・平六条例二一・平七条例六・平七条例一七・平八条例二四・平九条例一五・平一〇条例一四・平一一条例一六・平一一条例一八・平一二条例一四（平一

二条例一〇）・平一二条例一〇・平一三条例二七・平一四条例二四・平一六条例三三・平一六条例四五・平一七条例二六・平一八条例二九・平一九条例四一・平二〇条例三五・平二二条例四・平二六条例三九・平二七条例六八・平二八条例七四・令二条例四一・一部改正)

(授業料の減免等)

第四条 知事は、必要があると認めたときは、授業料を分割納付せしめ又は減免することができる。

(昭三二条例四四・昭四〇条例二・一部改正)

(通信教育受講料の額等)

第四条の二 通信教育受講料(以下この条において「受講料」という。)の額は、一単位につき年額三百三十六円とする。

2 高等学校通信教育規程第十二条第二項の規定により県立高等学校の定時制の課程に在学する生徒が県立高等学校の通信制の課程において一部の科目を履修する場合の当該履修に係る受講料の額は、一単位につき年額三百三十六円とする。

3 受講料は、学校の長の指定する期日に納付しなければならない。ただし、学校の長の承認を得て分割納付することができる。

4 知事は、必要があると認めたときは、受講料を減免することができる。

5 既納の受講料は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めたときは、この限りでない。

(平二六条例三九・追加)

(入学考査料の額等)

第五条 入学考査料の額は、次のとおりとする。

- 一 高等学校(全日制課程) 二千二百円
- 二 高等学校(定時制課程) 九百五十円
- 三 高等学校(専攻科) 二千二百円
- 四 中学校 二千二百円

(昭三一条例四六・全改、昭三二条例四七・昭三四条例一〇・昭三八条例一四・昭四一条例二四・昭四四条例一四・昭四五条例二五・昭四七条例三七・昭五一条例二二・昭五五条例二二・昭五七条例二〇・昭五九条例一六・昭五九条例一〇・昭六〇条例二二・昭六一条例二七・昭六二条例二三・昭六三条例八・平元条例四・平元条例八・平三条例九・平五条例一四・平六条例二四・平七条例六・平七条例一七・平

九条例一五・平一条例一六・平一条例一八・平二条例一〇・平六条例四五・
平一七条例二六・平一八条例二九・平一九条例四一・平二五条例六四・平二七条例
六八・平二八条例七四・令二条例四一・一部改正)

第六条 入学考査料は入学願書に添えて納付しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めたときは、入学考査料を減免することができる。
- 3 既納の入学考査料は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めた者に係る既納の入学考査料については、この限りでない。

(昭三一条例一〇・全改、昭三一条例四六・旧第七条繰上・一部改正、昭六三条例
八・平一八条例二〇・平一九条例四一・平二三条例二四・平二七条例六八・一部改
正)

(入学料の額等)

第七条 入学料の額は、次のとおりとする。

- 一 高等学校（全日制課程） 五千六百五十円
- 二 高等学校（定時制課程） 二千百円
- 三 高等学校（通信制課程） 五百円
- 四 高等学校（専攻科） 五千六百五十円

- 2 入学料は、入学の日から十日以内に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、奈良県立高等学校の相互間における転学の場合は、高等学校の入学料の納付は要しない。
- 4 知事は、必要があると認めたときは、入学料を減免することができる。
- 5 既納の入学料は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めたときは、この限りでない。

(昭三一条例四六・旧第八条繰上、昭三二条例四四・昭三四条例一〇・昭四一条例
二四・昭四七条例三七・昭五一条例二二・昭五五条例二二・昭五七条例二〇・昭六
〇条例二二・昭六一条例二七・昭六一条例七・昭六二条例二三・平元条例四・平元
条例八・平三条例九・平四条例二七・平五条例一四・平六条例二一・平七条例六・
平八条例二四・平九条例一五・平一〇条例一四・平一条例一六・平二条例一四・
平一二条例一〇・平一三条例二七・平一三条例二七・平一五条例一一・平一七条例
二六・平一八条例二九・平一九条例四一・平二三条例二四・平二七条例六八・平二
八条例七四・令二条例四一・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、昭和二十八年四月一日から施行する。
- 2 奈良県立学校授業料、入学考査料及び入学料徴収条例（昭和二十三年四月奈良県条例第十六号）は、廃止する。

（平五条例二七・旧第三項繰上）

附 則（昭和二九年条例第三号）

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年条例第三六号）

この条例中、第五条の改正規定は昭和三十一年一月一日から、第二条及び第三条の改正規定は昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三一年条例第一〇号）

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三二年条例第四七号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に在学する者の授業料については、改正後の条例第二条及び第三条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（昭和三四年条例第一〇号）

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和三四年条例第二五号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和三四年規則第四三号で昭和三四年一一月一日から施行）

附 則（昭和三五年条例第七号）

この条例は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三八年条例第一四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年条例第一七号）

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年条例第二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年条例第二四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の日の前日に医科大学に在学する者の授業料については、この条例による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第二条第一項及び第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和四四年条例第一四号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則（昭和四五年条例第二五号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、附則第二項中入学考査料に係る改正部分は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年条例第三七号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条及び奈良県立医科大学大学院条例第四条の規定は、昭和四十七年四月一日以降に医科大学、短期大学又は医科大学大学院に入学する者に係る入学料から適用する。
- 5 この条例の施行の日の前日において医科大学、短期大学、医科大学大学院又は農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、この条例による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第二条及び第三条、奈良県立医科大学大学院条例第二条又は奈良県農業大学校における授業料等に関する条例第二条及び第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年条例第二二号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 4 この条例の施行の日の前日において医科大学、医科大学大学院、短期大学、高等学校又は農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日以後に高等学校に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。
- 6 この条例による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条及び奈良

県立医科大学大学院条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後に医科大学、医科大学
院又は短期大学に入学する者に係る入学料から適用する。

附 則（昭和五四年条例第二四号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において医科大学、医科大学大学院、短期大学、高等学校又は農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に高等学校に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（昭和五五年条例第二二号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において医科大学、医科大学大学院、短期大学、高等学校又は農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に高等学校に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。
- 4 この条例による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条及び奈良県立医科大学大学院条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後に医科大学、医科大学大学院又は短期大学に入学する者に係る入学料から適用する。

附 則（昭和五七年条例第二〇号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条及び奈良県立医科大学大学院条例第四条の規定は、昭和五十七年四月一日以降に医科大学、医科大学大学院又は短期大学に入学する者に係る入学料から適用する。

（経過措置）

- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県衛生研究所手数料条例、奈良県保健所等使用料、手数料及び治療料条例、奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例、奈良県立医科大学に附属する病院等の使用料及び手数料条例、奈良県立医科

大学大学院条例第五条、奈良県薬事指導所手数料条例、奈良県工業試験場手数料条例、奈良県農業試験場分析手数料条例、奈良県畜産試験場及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例、奈良県林業試験場手数料条例又は奈良県立学校における授業料等に関する条例第九条に規定する証明書の交付、試験、検査、分析等の申請、申込み等をしている者の当該証明書の交付、試験、検査、分析等に係る手数料については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日の前日において医科大学、医科大学院、短期大学、高等学校又は農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の日以後に高等学校に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（昭和五九年条例第一六号）抄
（施行期日）

1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年条例第一〇号）

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年条例第二二号）抄
（施行期日等）

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条及び奈良県立医科大学大学院条例第四条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に医科大学、医科大学大学院又は短期大学に入学する者に係る入学料から適用する。
（経過措置）

3 施行日の前日において医科大学、医科大学大学院、短期大学、高等学校又は農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

4 施行日以後に高等学校に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（昭和六十一年条例第二七号）抄
（施行期日）

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び第十八条の規定並びに第二十七条の規定（奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条の改正規定を除く。）並びに附則第五項及び第六項の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 5 昭和六十二年三月三十一日に医科大学、医科大学大学院、短期大学、高等学校又は農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 6 昭和六十二年四月一日以後に高等学校に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（昭和六一年条例第七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年条例第二三号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第四条中奈良県立医科大学大学院条例第四条の改正規定、第十一条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項及び第三項の改正規定並びに次項の規定
- 昭和六十三年三月一日

(経過措置)

- 2 第四条の規定による改正後の奈良県立医科大学大学院条例第四条第一項及び第十一条の規定による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項の規定は、昭和六十三年三月一日以降において医科大学大学院、医科大学又は短期大学の入学手続をする者に係る入学料について適用する。

附 則（昭和六三年条例第二七号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において医科大学、医科大学大学院又は短期大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第四号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項から第五項までの規定は、同年四月一日から施行する。

(奈良県立医科大学大学院条例の廃止)

- 2 奈良県立医科大学大学院条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十六号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第二条の規定による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項の規定は、平成二年四月一日以降において高等学校に入学する者に係る入学料について適用する。
- 4 平成二年三月三十一日に高等学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 5 平成二年四月一日以降において高等学校に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（平成元年条例第八号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。ただし、次項中奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第九号）第五条第一項並びに第七条第一項及び第三項の改正規定は、平成二年二月一日から施行する。

附 則（平成二年条例第一四号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成三年三月三十一日に医科大学又は看護専門学校（看護専門課程助産学科を除く。）に在学している者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成三年条例第九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに第七条第一項第一号及び第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成四年三月三十一日に商科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成四年四月一日以後において商科大学に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。
- 4 改正後の第七条第一項第四号の規定は、平成四年四月一日以後において高等学校に入学

した者に係る入学料について適用する。

附 則（平成四年条例第二七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項の改正規定
平成五年二月一日

- 二 第三十二条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六項及び第七項の規定
平成五年四月一日

（経過措置）

- 6 平成五年三月三十一日に医科大学又は高等学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 7 平成五年四月一日以降において高等学校に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（平成五年条例第一四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条第一項第四号及び第九条第一項第一号の改正規定並びに附則第二項から第四項までの規定は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成六年三月三十一日に商科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成六年四月一日以後において商科大学に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。
- 4 改正後の第七条第一項第四号の規定は、平成六年四月一日以後において高等学校に入学した者に係る入学料について適用する。

附 則（平成五年条例第二七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成五年規則第五六号で平成五年四月一日から施行）

附 則（平成六年条例第二一号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項の改正規定 平成七年二月一日

- 二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 平成七年四月一日（経過措置）

- 2 平成七年三月三十一日に医科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成六年条例第二四号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年条例第二〇号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例附則第三項の規定及び奈良県通信教育受講料、入学料徴収条例附則第二項の規定は、平成七年一月十七日から適用する。

附 則（平成七年条例第二三号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年条例第六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条第一項第四号及び第九条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成八年三月三十一日に商科大学又は高等学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

- 3 平成八年四月一日以後において商科大学又は高等学校に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

- 4 改正後の第七条第一項第四号の規定は、平成八年四月一日以後において高等学校に入学

する者に係る入学料について適用する。

附 則（平成七年条例第一七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次項中奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第九号）第五条第一項及び第七条第一項から第三項までの改正規定は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成八年条例第二四号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項の改正規定 平成九年二月一日

二 第二条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三項及び第四項の規定 平成九年四月一日

（経過措置）

- 3 平成九年三月三十一日に医科大学又は医科大学看護短期大学部に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 4 平成九年四月一日以後において医科大学看護短期大学部に転入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額とする。

附 則（平成九年条例第一五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第十条の改正規定 平成十年三月一日

二 第二条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第二条、第三条、第七条第一項第五号及び第九条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定 平成十年四月一日

（経過措置）

- 2 平成十年三月三十一日に商科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

- 3 平成十年四月一日以後において商科大学に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。
- 4 第二条の規定による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項第五号の規定は、平成十年四月一日以後において高等学校に入学する者に係る入学料について適用する。

附 則（平成一〇年条例第一四号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三十六条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項の改正規定
平成十一年一月一日
- 二 第三十六条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六項及び第七項の規定
平成十一年四月一日
- （経過措置）

- 6 平成十一年三月三十一日に医科大学、医科大学看護短期大学部又は高等学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 7 平成十一年四月一日以降において医科大学看護短期大学部に転学した者又は高等学校に転学、編入学若しくは再入学した者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（平成一一年条例第一六号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第二条、第三条、第七条第一項第五号及び第九条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定
平成十二年四月一日
- （経過措置）
- 2 平成十二年三月三十一日に商科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成十二年四月一日以後において商科大学に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

- 4 改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項第五号の規定は、平成十二年四月一日以後において高等学校に入学する者に係る入学科について適用する。

附 則（平成一一年条例第一八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第一四号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項第三号の改正規定 平成十三年一月一日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 平成十三年四月一日

（経過措置）

- 2 平成十一年三月三十一日に奈良県立医科大学又は奈良県立医科大学看護短期大学部に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

（平一二条例一〇・一部改正）

附 則（平成一二年条例第一〇号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第六項の規定は、同年一月一日から施行する。

（奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 平成十二年三月三十一日に奈良県立商科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

- 8 平成十二年度において奈良県立商科大学に入学した者に係る平成十三年度の授業料の額については、なお従前の例による。

- 9 平成十三年四月一日以後において奈良県立大学に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（平成一三年条例第二七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

- 四 第十三条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項第三号の改正規定 平成十四年一月一日

- 五 第十三条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第二条、第三条及び第七条第一項第五号の改正規定並びに附則第十項から附則第十二項までの規定 平成十四年四月一日

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 平成十四年三月三十一日に高等学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 11 平成十四年四月一日以後において高等学校に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。
- 12 第十三条の規定による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項第五号の規定は、平成十四年四月一日以後において高等学校に入学する者に係る入学料について適用する。

附 則（平成一四年条例第二四号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第二条、第三条及び第九条第一項の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定 平成十五年四月一日

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 平成十一年三月三十一日に奈良県立医科大学又は奈良県立医科大学看護短期大学部に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成十二年三月三十一日に奈良県立商科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 4 平成十二年度において奈良県立商科大学に入学した者に係る平成十五年度の授業料の額については、なお従前の例による。
- 5 平成十五年四月一日以後において奈良県立大学に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（平成一五年条例第一一号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第七条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年条例第三三三号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第六条の規定 平成十七年四月一日

（奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 平成十七年三月三十一日に高等学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 7 平成十七年四月一日以後において高等学校に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（平成一六年条例第四五号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第二六号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第二条及び第三条の改正規定

平成十八年四月一日

（奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 平成十一年三月三十一日に奈良県立医科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成十二年三月三十一日に奈良県立商科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 4 平成十八年三月三十一日に看護専門学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 5 平成十八年四月一日以後において看護専門学校に転学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在籍している者の授業料の額と同額とする。

- 6 第一条の規定による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第五条第一項並びに第七条第一項第四号及び第三項の規定は、平成十八年四月一日以後において看護専門学校に入学する者に係る入学考査料及び入学料について適用する。

附 則（平成一八年条例第二九号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第二条、第三条及び第九条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定 平成十九年四月一日

（奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 平成十二年三月三十一日に奈良県立商科大学に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成十九年三月三十一日に奈良県立大学に在学している者（前項の者を除く。）に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 4 平成十九年四月一日以後において奈良県立大学に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

附 則（平成一八年条例第二〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年条例第四一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第一項の改正規定（同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、第五号を第二号とする部分に限る。）、第三条の表の改正規定（奈良県立医科大学（学部）の項、奈良県立医科大学（大学院）の項及び奈良県立医科大学看護短期大学部の項を削る部分に限る。）、第五条の改正規定（同条第一項第七号の改正規定を除く。）、第六条の改正規定、第七条の改正規定（同条第一項に二号を加える部分を除く。）、第八条を削る改正規定、第九条の改正規定及び第十条の改正規定並びに附則第三項の規定 平成十九年四月一日

二 第五条の改正規定（同条第一項第七号の改正規定に限る。） 平成二十年一月一日

(奈良県通信教育受講料、入学料徴収条例の廃止)

- 2 奈良県通信教育受講料、入学料徴収条例(昭和二十三年六月奈良県条例第二十四号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正前の奈良県立学校における授業料等に関する条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった授業料、入学考査料、入学料、学位論文審査手数料、科目等履修料及び科目等履修資格認定料については、なお従前の例による。
- 4 平成二十年四月一日以後に高等学校に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年(単位制による課程にあつては、その者の属する年次)に在学している者の授業料の額と同額とする。

(平二二条例四・旧第十項繰上)

- 5 この条例による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例第七条第一項第四号及び第五号の規定は、平成二十年四月一日以後において高等学校に入学する者に係る入学料について適用する。

(平二二条例四・旧第十一項繰上・一部改正)

附 則(平成二〇年条例第三五号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第四条の規定 平成二十一年四月一日

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 平成二十一年三月三十一日に看護専門学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 6 平成二十一年四月一日以後において看護専門学校に転学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在籍している者の授業料の額と同額とする。

附 則(平成二二年条例第四号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の奈良県立学校における授業料等に関する条例の規定に基づき

納付すべきであった授業料及び受講料については、なお従前の例による。

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年三月奈良県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成二三年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良県立学校における授業料等に関する条例附則第四項の規定は、平成二十三年度以後の入学に係る入学考査料及び入学料並びに同年度以後の科目等履修に係る科目等履修料及び科目等履修資格認定料について適用する。

附 則 (平成二三年条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第六四号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十五年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第三九号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 5 平成二十六年三月三十一日に県立高等学校に在学している者に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年条例第六八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第二条の規定による改正前の奈良県立学校における授業料等に関する条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった授業料、入学考査料、入学料、科目等履修料、科目等履修資格認定料及び奈良県立大学シニアカレッジの受講料については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年条例第七四号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第四条の規定による改正前の奈良県立学校における授業料等に関する条例の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった授業料、入学考査料及び入学料については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年条例第四一号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十条の規定 (次号に掲げる改正規定を除く。) 令和三年四月一日

三 第十条中奈良県立学校における授業料等に関する条例第五条の改正規定 規則で定める日

(令和二年規則第一四号で令和二年九月一四日から施行)